平成２８年（フ）第１０号
青森県十和田市大字洞内字後野240番地21、旧住所青森県十和田市西二十二番町44番32号
債務者　加藤　則夫
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
青森地方裁判所十和田支部
平成２７年（フ）第２６０号
岡山県総社市真壁1175番地６　パルメゾン105号室
債務者　吉岡　秀朗
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２８年（フ）第２６号
岡山県井原市西江原町堀下686－２　ビクトリア西町104号室、住民票上の住所岡山県井原市西江原町686番地２
債務者　砥石　清吉
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２８年（フ）第１８号
高知県香南市赤岡町1428番地33　県営住宅別所山団地Ｒ２－17号
債務者　村上ふき子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
高知地方裁判所破産係
平成２８年（フ）第３９号
高知市長浜5183番地　英光マンション６号室
債務者　森田　晋司
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
高知地方裁判所破産係
平成２８年（フ）第１号
北海道天塩郡遠別町字幸和405番地20
債務者　田辺ますみ
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午前10時
旭川地方裁判所稚内支部
平成２８年（フ）第４号
北海道稚内市こまどり５丁目12番11号　アーバンこまどり１　101号
債務者　佐々木隆仁
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月12日午前９時30分
旭川地方裁判所稚内支部
平成２８年（フ）第２号
北海道稚内市中央２丁目２番９号
債務者　橋本なおみ
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午前10時
旭川地方裁判所稚内支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１３６３号
さいたま市南区四谷１丁目５番１－405号
破産者　レーザープロシード株式会社
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第１８１７号
愛知県春日井市勝川町１丁目１番地１、商業登記簿上の本店所在地岐阜県土岐市駄知町1468番地
破産者　有限会社サブマリーン企画
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第２７２号
兵庫県明石市松の内２丁目１番６号
破産者　有限会社ラ・ボンヌ
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２７年（フ）第２７７号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢416番地25
破産者　有限会社丸東
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部
平成２７年（フ）第５６４号
埼玉県川越市大字藤倉20番地
破産者　有限会社田口歯科商店
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部
平成２７年（フ）第６２号
千葉県いすみ市大原8674番地
破産者　田中　　清
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係
平成２７年（フ）第４９号
長野県佐久市中込2965番地１
破産者　有限会社ツボ井
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部
平成２５年（フ）第１号
岐阜県高山市松之木町283番地３
破産者　モリー株式会社
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所
平成２７年（フ）第７２号
岐阜県羽島郡岐南町野中６丁目92番地
破産者　株式会社サンファイブ
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所
平成２７年（フ）第１１７８号
名古屋市港区港陽１丁目１番50号1001
破産者　株式会社ヤマゲンサービス
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第１２８４号
最後の住所　名古屋市中村区稲葉地町２丁目１番地　市営北稲葉地荘２棟914号（冨田方）、開始決定時の住所名古屋市西区比良４丁目287番地　こころ比良
破産者　亡長谷川洋子相続財産
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部